

市第48号議案

地域ケアプラザの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザの指定管理者を指定する。

平成24年9月6日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ	青葉区鉄町2,07 5番地の3	社会福祉法人緑成会 理事長 遠藤 一典	横浜市たまプラーザ 地域ケアプラザの供 用開始の日から平成 29年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市たまプラーザ地域ケアプラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）